

第 1 3 1 号 議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「交付の際」の次に「。ただし、申請者から申請の際に交付の際に来庁しない旨の意思の表明があつた場合に限り申請の際」を加え、同条第 1 6 号を次のように改める。

（ 1 6 ） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付

第 2 条第 1 7 号中「（平成 2 5 年法律第 2 7 号）」を削る。

第 3 条第 1 項中「住民基本台帳カードの交付については 1 件につき 2 5 0 円」を「個人番号カードの再交付については 1 件につき 8 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。